

神共済第14号
令和2年4月3日

所属長各位

神戸市職員共済組合

新型コロナウイルス感染防止等に係る
育児休業手当金の延長の取り扱いについて（通知）

平素は当組合の事業運営にご協力いただき、ありがとうございます。

今般、新型コロナウイルス患者が国内で確認されたことを踏まえ、育児休業手当金の延長給付に関し、総務省等からの通知に基づき下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

所属長におかれましては、該当の組合員にご周知いただくとともに、必要な手続きについてご配慮くださいますよう、お願いします。

記

1 延長給付が認められる場合

育児休業より令和2年4月1日以降に復職または復職予定であったが、新型コロナウイルス感染防止等のため入所予定の保育所等より家庭保育の協力を依頼され、育児休業を延長した場合

2 育児休業手当金支給期間の延長手続き

育児休業の延長期間にあわせて「育児休業手当金変更請求書」（様式 2-9-1）を提出してください。その際、延長理由及び延長期間確認のため、①人事担当課に提出した「育児休業承認請求書」のコピー及び②承認された延長期間が確認できる「育児休業承認書」のコピーを添付してください

また、延長期間中に子が1歳超もしくは1歳6か月超となる場合は、上記に加え「育児休業手当金請求書（1歳超）」（様式 2-9-2）もしくは「育児休業手当金請求書」（1歳6か月超）（様式 2-9-3）を提出してください。

3 掛金免除期間の延長手続き

育児休業の延長期間にあわせて「育児休業期間掛金免除変更申出書」（様式 3-10-1）を提出してください。

4 注意点

- (1) 子が1歳に達する日後、保育所等から家庭保育の協力依頼はないものの、感染防止のため自主的に登園させないこととした場合には、育児休業手当金の延長要件に該当しません。
- (2) 前頁1の理由によるものであっても、子が2歳に達する日後の育児休業の延長については、これまでと同様、育児休業手当金の支給対象にはなりません。
- (3) 延長期間の末日までに登園が可能となった場合には、「育児休業手当金変更請求書」(様式 2-9-1) 及び「育児休業期間掛金免除変更申出書」(様式 3-10-1) により延長期間の短縮を行ってください。

5 書類の提出先

水道局・交通局・外郭団体（独立行政法人を含む）…共済組合
その他の所属…総務事務センター

問い合わせ先

(育児休業手当金の延長に関すること)

神戸市職員共済組合 医療給付係

電話：(078) 322-5108 (直通)

(掛金免除の延長に関すること)

神戸市職員共済組合 庶務係

電話：(078) 322-5103 (直通)